

エネルギー基本計画の見直しに関する意見書（案）

昨年8月から総合資源エネルギー調査会基本政策分科会においてエネルギー基本計画の見直しの議論が進められている。今回の見直しは、2014年の第4次エネルギー基本計画策定から3年を経て行われる定期的なものであるが、この間、国際的には2016年11月にパリ協定が発効し、我が国においても2050年に80%の温室効果ガスの削減目標が設定された。国内では高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃炉や大飯発電所1・2号機の廃炉が決定されるなど、原子力発電を取り巻く環境は大きく変化してきており、同計画の大幅な見直しは避けられないと考える。

エネルギー自給率が極めて低く、他国からの電力の融通も困難な我が国にとって、再生可能エネルギーのみでは温室効果ガスの削減目標の達成は難しいと言わざるを得ず、世界的な低炭素化の潮流の中でエネルギー需要に対応していくためにも、国として原子力発電の活用方針は引き続き堅持する必要がある。

一方、原子力発電所の立地地域は、国のエネルギー政策を長年にわたって支えてきたにもかかわらず、東日本大震災以降、地域は完全に疲弊している。

国においては、立地地域との協力関係を強化し、意向を十分に踏まえるとともに、国民の理解を得る中で、新たなエネルギー政策を構築することが喫緊の課題である。特に、原子力の意義を確認するとともに、核燃料サイクル、使用済み燃料の中間貯蔵・最終処分等の諸課題について、早期に政策の方向性を示すことが必要と考える。

よって、下記の事項について、速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 エネルギー基本計画の見直しに当たっては、2030年、さらには2050年へ向けて、経済社会構造の変化や国際情勢を的確に捉え、エネルギーの安全保障を第一に、地球環境にも十分配慮した上で、化石燃料や再生可能エネルギー、原子力など、多様なエネルギー資源をバランスよく有効に活用し、低廉で安定したエネルギーを供給できる構造を構築すること。
- 2 エネルギーの将来像の検討に当たっては、パリ協定に基づく2050年の温室効果ガスの削減目標など国際情勢を踏まえ、再生可能エネルギーや原子力などを重要なエネルギー源として位置づけ、最新の知見や技術を生かし安全性を高めた原子炉への転換に取り組むこと。
- 3 2030年のエネルギーミックスが確実に達成できるよう、立地地域の理解を得ながら、安全を大前提に原子力発電所の再稼働を着実に進めるとともに、福島第一原子力発電所事故の教訓を生かした必要な施策を講じること。特に40年超の原子炉の再稼働に当たっては徹底した安全対策を施し、立地地域に

対して最大限の説明を行い、理解を得ること。

- 4 高速増殖原型炉「もんじゅ」をはじめ原子力発電所の廃炉が現実となる中、使用済み核燃料の中間貯蔵及び再処理、放射性廃棄物の最終処分等の核燃料サイクルについて明確な方針を示し、着実に推進すること。さらにはSMR（小型モジュール炉）など次世代原子炉の開発や減容化などの関連技術に思い切った投資をすること。
- 5 立地地域の活性化のための振興策を再構築するとともに、避難道路の整備等安全対策をしっかりと講じながら、地域と一体となり、将来を考えた地域づくりに最大限に取り組むこと。特に原子力発電所の長期停止等により影響を受けている地域に対して、特段の手だてを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

福井県議会